

入札公告（説明書）

令和3年11月30日
東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 良峰 透

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

なお、本工事は契約締結後、労働者確保や建設資材確保に要する計画に変更があった場合、必要となる費用について設計変更を行う試行対象工事です。

また、本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、生産性向上を図るため、契約後、受注者から ICT 土工に関する施工の提案ができる工事です。

また、本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」です。

本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表開示試行工事」です。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 1-1. | 契約件名（工事名） | 首都圏中央連絡自動車道 多古南工事 |
| 1-2. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 関東支社 支社長 良峰 透 |
| 1-3. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20
(電話) 048-631-0020
(Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. | 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. | 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. | 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（工事实績評価型） |
| 1-8. | 見積活用方式の有無 | 無 |
| 1-9. | 単価表の提出 | 必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. | 入札保証 | 不要 |
| 1-11. | 履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-12. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと |
| 1-13. | 契約図書 | |
- (1) 本工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。
- なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- ①入札公告（説明書） 本書
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
- ②標準契約書案 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【土木工事契約書】を使用すること

- ③入札者に対する指示書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【電子入札】を使用すること
- ④共通仕様書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること
- ⑤特記仕様書 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- ⑥その他契約（発注用）図面等 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- ⑦金抜設計書 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- ⑧競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式1のとおり
- ⑨入札書 電子入札システムの様式のとおり
- ⑩単価表 上記⑦の金抜設計書により作成する
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
- ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。
- 契約図書の交付期間は、別紙『契約手続き日程』のとおりとする。

第2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 千葉県香取郡多古町五反田
至) 千葉県香取郡多古町大字水戸
- (2) 工事内容 本工事は、首都圏中央連絡自動車道（大栄～松尾横芝）の事業において、切盛土工、地盤改良工、函渠工、橋梁下部工を造成するものである。
- (3) 工事概算数量
- | | | |
|-------|-----------|---------------------|
| 土工量 | 道路掘削 | 133 千m ³ |
| | 捨土掘削 | 130 千m ³ |
| | 盛土工 | 8 千m ³ |
| 地盤改良工 | 深層混合処理工 | 3 千m ³ |
| | 中層混合処理工 | 23 千m ³ |
| 函渠工 | ボックスカルバート | 3 基 |
| 橋梁 | 下部工 | 2 基 |
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 1050 日間

2-2. 三者協議会

本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・受注者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施する対象工事である。

2-3. 余裕期間制度

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しな

い。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日後

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「土木工事」に係る NEXCO 東日本の『令和 3・4 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ当該工事種別に係る『等級 A』に格付けされている者であること（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に当該工事種別の等級に格付けされている者であること。）又は当該工事種別に係る『等級 A』に格付けされている者と、『等級 A』又は『等級 B』の 2 者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）であること（いずれの者においても、上記の再認定を受けた場合にあっては、当該再認定の際に当該工事種別の等級に格付けされている者であること。）。ただし、『等級 A』と『等級 B』の 2 者で構成された特定 JV の場合、『等級 B』の出資額は請負代金額のうち 13 億円未満であること。

なお、特定 JV の場合、全ての構成員が 3-1. に示す競争参加資格を満たすこと。

- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

なお、単体及び特定 JV の代表者にあっては「①同種工事」を、特定 JV の代表者以外の者にあっては「②同種工事（緩和）」の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

①同種工事

次の a) 及び b) の実績を有すること。

ただし、a) 及び b) の実績は、同一の工事において満たす必要はない。

- a) 土工量が 10 万 m³ 以上ある道路土工工事
- b) 施工深度 6m 以上ある深層混合処理工の工事
(なお、土工量とは、「施工掘削量又は切土量」又は「施工盛土量又は埋戻し量」の合計の大きい方をいう。)

②同種工事（緩和）

次の a) 及び b) の実績を有すること。

ただし、a) 及び b) の実績は、同一の工事において満たす必要はない。

- a) 土工量が 5 万 m³ 以上ある道路土工工事
- b) 施工深度 3m 以上ある深層混合処理工の工事
(なお、土工量とは、「施工掘削量又は切土量」又は「施工盛土量又は埋戻し量」の合計の大きい方をいう。)

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」）を発注者から通知されている場合で、次の i) 又は ii) に該当する工事は施工実績として認めない。

i) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ii) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 令和元年度・令和 2 年度に完成した NEXCO 東日本における「土木工事」、「のり面処理工事」の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。

- (7) 特定 J V を構成する場合は次に示す事項をすべて満たすこと。

① 審査基準日において、すべての構成員が、上記 (2) に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を得てから 5 年以上の営業期間を有すること。ただし、許可を得てからの営業期間が 5 年未満であっても、相当の工事实績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。

② すべての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は上記 (2) に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、本工事に専任で配置できること。

③ 「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の案（入札者に対する指示書書式 1-1。以下「協定書案」という。）が提出されていること。

④ すべての構成員が、2 者 J V の場合は 30% 以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

2) 当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・本工事に係る設計業務等の受注者

- ・首都圏中央連絡自動車道 多古地区道路修正設計（受注者：大日コンサルタント株式会社）
- ・首都圏中央連絡自動車道 多古・横芝光地区附帯工設計（受注者：株式会社 CPC）

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記

に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工（調査等）管理業務の受注者

・首都圏中央連絡自動車道 千葉南工事区施工管理業務

（受注者：大成エンジニアリング株式会社）

- (10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、入札者に対する指示書 1 [1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）

の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

v) その他業務を執行する者であって、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

申請書（様式）		記載事項	
競争参加資格確認申請書（様式 1）		必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書〔9〕〔3〕①を参照のこと	
技術資料（様式 2）	企業に求める実績等	企業の同種工事の施工実績	上記 3-1. (5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること
		同一工事種別における表彰実績	平成 23 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本からの表彰実績を記載すること
		品質管理、環境及び労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	ISO9001、ISO14001、COHSMS、ISO45001 の取得状況を記載すること
		災害時の協力実績	平成 23 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本管内における災害時の協力実績及び『東日本高速道路（株）関東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結状況を記載すること
		若手・女性技術者の配置	契約締結後の若手技術者（満 35 歳以下）、女性技術者の配置計画を記載すること
協定書案		特定 JV により本件競争入札への参加を希望する者は、協定書案を入札者に対する指示書〔9〕及び指示書様式 1-1 に基づき作成すること	

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

① 提出期間 別紙『契約手続き日程』のとおり

② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署

③ 提出方法 電子入札システム

※ 申請書類の総容量が 3MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出することとし、書留郵便等の場合の提出部数は正 1 部・副 1 部とする。

※ 電子入札システムにより書類を提出する場合は、確認申請書等への押印は不要とする。ただし、書留郵便等により提出する場合は、押印をしなければならない。

※ 申請書類の総容量が 3MB を超える為、電子メールで送信する場合、「令和 3・4 年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。その際は、文書への押印は省略可能とする。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。

- ④ 提出書類 上記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」
- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知 別紙『契約手続き日程』のとおり

なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工事实績評価型）とは、上記 3-3. 競争参加資格確認申請において提出された技術資料に基づき技術的な評価を行う技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記 5-3. 落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

なお、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の企業の同種工事の工事成績、同一工種の表彰実績は評価しない。

評価項目				配点
施工の 確実性	企業	同種工事の工事成績	平成 23 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本、中日本、西日本、その他公的機関における実績	4 点
	企業	同一工事種別の表彰実績	平成 23 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における実績	1 点
	企業	品質管理マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況		2 点
施工の 円滑性	地域精通度・当社への貢献度等	災害時の協力実績（緊急災害復旧工事等の施工実績等）	平成 23 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本管内における実績	2 点
			『東日本高速道路（株）関東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者	

評価項目			配点
担い手確保	若手・女性技術者の配置	契約締結後の若手技術者（満 35 歳以下）、女性技術者の配置計画	1 点
技術評価点（満点）			10 点

4-3. 技術評価

契約責任者は、上記 3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき次に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目			評価基準																					
施工の 確 実 性	企業	同種工 事の工 事成績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 なお、競争参加希望者が特定 JV の場合、代表者の工事成績を評価対象とする。 工事成績評価の対象とする同種工事：評価対象は上記 3-1. (5)a)b) 双方とし、別工事の場合は評価点は 0.5 を乗じた和とする。																					
			<table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th></tr><tr><td colspan="2">$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4 点)} \times \frac{(\text{同種工事实績の工事成績 評定点} - 70)}{20} \times \text{係数 } a}{\text{(評価点の算定値は小数第 4 位以下を切り捨てとする)}}$</td><td rowspan="5">0～4 点</td></tr><tr><td colspan="2">係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期</td></tr><tr><td></td><td>同種工事实績の 受渡しが平成 28 年 4 月 1 日以降 である場合</td><td>同種工事实績の受渡し が平成 28 年 3 月 31 日 以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の場合</td></tr><tr><td>① 同種工事实績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、 又は NEXCO 西日本の発 注工事</td><td>1.0</td><td>0.5</td></tr><tr><td>② 同種工事实績が上記 ①以外の公的機関の発 注工事</td><td>0.5</td><td>0.25</td></tr><tr><td>③ 上記に該当しない</td><td colspan="2">0</td></tr></table>		評価基準		評価点	$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4 点)} \times \frac{(\text{同種工事实績の工事成績 評定点} - 70)}{20} \times \text{係数 } a}{\text{(評価点の算定値は小数第 4 位以下を切り捨てとする)}}$		0～4 点	係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期			同種工事实績の 受渡しが平成 28 年 4 月 1 日以降 である場合	同種工事实績の受渡し が平成 28 年 3 月 31 日 以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の場合	① 同種工事实績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、 又は NEXCO 西日本の発 注工事	1.0	0.5	② 同種工事实績が上記 ①以外の公的機関の発 注工事	0.5	0.25	③ 上記に該当しない	0	
			評価基準		評価点																			
			$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4 点)} \times \frac{(\text{同種工事实績の工事成績 評定点} - 70)}{20} \times \text{係数 } a}{\text{(評価点の算定値は小数第 4 位以下を切り捨てとする)}}$		0～4 点																			
			係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期																					
	同種工事实績の 受渡しが平成 28 年 4 月 1 日以降 である場合	同種工事实績の受渡し が平成 28 年 3 月 31 日 以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の場合																						
① 同種工事实績が NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、 又は NEXCO 西日本の発 注工事	1.0	0.5																						
② 同種工事实績が上記 ①以外の公的機関の発 注工事	0.5	0.25																						
③ 上記に該当しない	0																							
◇留意事項																								
① 工事成績評定点が 90 点以上の場合、工事成績評定点を 90 点とする。																								
② 平成 23 年 3 月 31 日以前に受渡された工事、成績評定点が 70 点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は 0 点とする。																								
③ 公的機関とは、工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。																								
④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事实績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。																								
施工の 確	企業	同一工 事種別 における表彰	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 なお、競争参加希望者が特定 JV の場合、代表者の表彰実績を評価対象とする。																					

評価項目			評価基準			
実 性		実績	評価基準 / 評価点			
			表彰時期 表彰対象		表彰日が平成28年4月1日以降である場合	表彰日が平成28年3月31日以前かつ平成23年4月1日以降の場合
			① NEXCO 東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）の実績		1 点	0.5 点
			② NEXCO 東日本の事務所長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績		0.5 点	0.25 点
			③ 上記に該当しない		0 点	
			◇留意事項 ① 表彰実績は1工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 ② 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。 ③ 表彰が工事を履行した企業に対するものであること。 ④ 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、安全管理優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事、品質管理優秀工事、品質管理優良工事、コスト削減優秀工事、コスト削減優良工事、品質管理奨励工事、工程管理優秀工事、工程管理優良工事、環境貢献優良工事、地域貢献奨励工事、又は優良工事」としての表彰であること。 ⑤ 社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。 ⑥ 平成28年度以前の表彰実績にあたっては、「土木工事」、「のり面処理工事」に属する工事を同一工事種別とする。			
施 工 の 確 実 性	企業	品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 なお、競争参加希望者が特定JVの場合、代表者のマネジメントシステムの取得状況を評価対象とする。			
			評価基準		評価点	
			品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS又はISO45001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2 点	
				左記のマネジメントシステムを1つ取得している	1 点	
				左記のマネジメントシステムを取得していない	0 点	
			◇留意事項 ① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 ② 取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。			
施 工 の 円 滑	地 域 精 通 度・当 社 へ の 貢 与	災 害 時 の 協 力 実 績 （緊急 災害復	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 なお、競争参加希望者が特定JVの場合、代表者の協力実績等を評価対象とする。			

評価項目			評価基準		
性	献 度 等	旧工事 等の施 工実績 等)	評価基準		評価点
			① NEXCO 東日本管内における平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力 実績である場合		2 点
			② NEXCO 東日本管内における平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合		1 点
			③ 『東日本高速道路(株)関東支社所管施設の災害時における災害応 急復旧業務に関する協定』の締結者である場合		
			④ 災害協力実績がない、又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協 力実績である場合		0 点
			◇留意事項		
			①緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規 定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・ 役務》に基づき契約したものをいう。		
			②『災害応急復旧業務に関する協定』の締結者であって、かつ、災害時の協力実 績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。		
			③NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「災害復旧工事等の依頼書・ 承諾書・契約書若しくは受渡書、又は発注書・完了届」の写しの添付が無い場 合は「0 点」で評価する。		
			④既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は 「0 点」で評価する。		
			⑤NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0 点」で評価する。		
			⑥経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合 に評価する。		
担 い 手 確 保	若 手 ・ 女性技 術 者 の 配 置	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。			
		評価基準		評価点	
		①契約締結後に若手技術者 (満 35 歳以下) の配置計画 がある	どちらの条件も満たす		1 点
			どちらか一方を満たす		0.5 点
		②契約締結後に女性技術者の 配置計画がある	どちらも該当なし		0 点

第 5 入札・開札・落札者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 単価表 | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| ③ 総合評定値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |

5-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 入札書の提出期限 | 別紙『契約手続き日程』のとおり |
| ② 入札書の提出場所 | 上記 1-3. 契約担当部署 |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札システム |
| ④ 開札執行日時 | 別紙『契約手続き日程』のとおり |
| ⑤ 開札執行場所 | 上記 1-3. 契約担当部署 |

5-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

①評価値（100点）＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点（配点5点）… 次を示す算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、「価格評価点を0点」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では85とする。

③技術評価点（配点10点）… 上記4-3.に示す評価基準により算定する。

- (3) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

5-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、落札予定者となる入札者の契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。なお、最高評価となった入札者が2人以上ある場合は、当該入札者によるくじ引きの順に低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
 - ① 受付期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
 - ② 受付場所 上記1-3. 契約担当部署
 - ③ 受付方法 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。）
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
 - ① 回答日 別紙『契約手続き日程』のとおり
 - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

6-4. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額が500万円以上の場合には「有」、500万円未満の場合には「無」
「有」の場合は請負契約書第35条1項に基づき前払金の請求をすることが

できる。

- (2) 部分払 有：請負契約書第 38 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

6-5. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

6-6. 単品スライド条項の適用

請負契約書第 26 条 5 項（単品スライド）及び同条 6 項（インフレスライド）について適用する。

6-7. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

6-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

- (1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書第 26 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

- ①施工の確実性、企業、品質管理マネジメントシステムの取得状況
- ②施工の確実性、企業、環境マネジメントシステムの取得状況
- ③施工の確実性、企業、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況
- ④担い手確保、若手・女性技術者の配置

6-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付、国土建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

6-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工（調査等）管理業務」の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

6-11. 設計業務成果品等の貸与

本工事は、「入札者に対する指示書」【7】②③に定める、閲覧の方法による資料の提示に代え、NEXCO 東日本が認める範囲で本工事に係わる設計業務成果品等を格納した DVD-R（以下「貸与用電子媒体」という。）を、競争参加希望者に対し貸与する。

- ①貸与用電子媒体に含まれる情報

- (ア) 首都圏中央連絡自動車道 多古地区道路修正設計 数量計算書
(イ) 首都圏中央連絡自動車道 多古地区道路修正設計 報告書
- ②被貸与可能者：上記 3-1. 競争参加資格に該当する者で別添 1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を提出した競争参加希望者であること
- ③貸与方法等：上記 1-3. 契約担当部署へ事前電話連絡後、別添 1 を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。
- ④借用申込期限：競争参加資格確認申請書の提出期限の前営業日の 16 時
- ⑤返却期限
- (1) 競争参加資格確認申請書未提出の場合：競争参加資格確認申請書提出期限日から 1 週間以内
- (2) 競争参加資格無しと通知された場合：競争参加資格確認結果通知日から 1 週間以内
- (3) 入札を辞退した場合：すみやかに返却するものとし、入札書提出期限日から 1 週間以内
- (4) 入札に参加した場合：入札書提出期限日から 1 週間以内
- ⑥返却方法等：上記 1-3. 契約担当部署に書留郵便等の方法により、別添 1 とともに返却する。
(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。)
- ⑦その他
- (1) 貸与用電子媒体は本工事に係る競争参加資格確認申請書、技術資料及び入札書作成以外の目的に使用してはならない。
- (2) 貸与用電子媒体は通常の用法をもって使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (3) 貸与用電子媒体の情報の複製、紛失、改造及び現状変更並びに第三者への譲渡、転貸及び情報提供を行ってはならない。
- (4) 本工事の入札公告に関する質問を除き、貸与用電子媒体に関する発注者への質問等を行わない。また、本工事に係る設計業務等の請負者等への問合せは行わない。
- (5) 発注者が返却期限前に貸与用電子媒体の返却を求めた場合は、上記⑥により速やかにこれに応じなければならない。

以 上

契約手続き日程

工事名：首都圏中央連絡自動車道 多古南工事

本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムにより行う工事です。

契約手続き日程

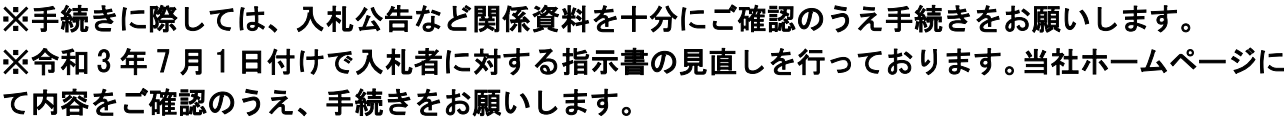
工事名：首都圏中央連絡自動車道 多古南工事

本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムにより行う工事です。

契約手続き日程

工事名：首都圏中央連絡自動車道 多古南工事

本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムにより行う工事です。



※手続きに際しては、入札公告など関係資料を十分にご確認ください。
※令和3年7月1日付けで入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。

※手続きに際しては、入札公告など関係資料を十分にご確認ください。
※令和3年7月1日付けで入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。